

平成22年度

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

北海道男女平等参画苦情処理委員 活動状況報告書

北海道男女平等参画苦情処理委員

目 次

	ページ
1 北海道男女平等参画苦情処理委員名簿（50音順）	1
2 平成22年度 活動状況報告	2
3 平成22年度 男女平等参画に関する苦情等申出受付件数	
(1) 受理機関別	4
(2) 申出者性別等	4
(3) 申出区分別	4
(4) 申出内容別	5
(5) 申出内容コード別	5
4 平成22年度 男女平等参画に関する苦情等申出処理状況	6

1 北海道男女平等参画苦情処理委員名簿（50音順）

たかはし つよし

◇ 高橋 剛 （人権擁護委員、弁護士）

[任期] 平成19年10月1日から平成21年9月30日まで

平成21年10月1日から平成23年9月30日まで（再任）

なりた のりこ

◇ 成田 教子 （弁護士）

[任期] 平成19年10月1日から平成21年9月30日まで

平成21年10月1日から平成23年9月30日まで（再任）

2 平成22年度 活動状況報告

北海道では、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、平成13年に、男女平等参画の推進に関し、基本理念等を定めた「北海道男女平等参画推進条例」を制定し、同年4月から施行されております。この条例において、第19条に北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の設置、第20条に苦情等の申出について定められており、平成13年10月から、2名の苦情処理委員が設置されております。

苦情処理委員は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、

- ①男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること
- ②男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること
- ③上記の①の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べることを行うこととされており、道民や事業者からの男女平等参画に関する苦情等の申出を公平・中立な立場で、適切かつ迅速に処理することが求められております。

本報告書は、平成22年4月から平成23年3月までの間における、苦情処理委員の活動状況に関する報告を北海道知事に行うものであり、道民等から苦情処理委員への申出は1件ありました。

道においては、広報誌やホームページ、各総合振興局・振興局の相談窓口などにより、道民の皆さんへの周知に努められていると承知しておりますが、制度が開始してからの申出件数は、累計でも14件と少ない状況にあります。

この背景には、道をはじめ、関係機関や民間団体における相談機能が充実し、道民からのさまざまな相談等にも対応できる環境が整われてきたことが考えられます。

一方では、条例第18条において、「道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる」と定められており、この申出件数が増加傾向にあることから、苦情処理委員制度の利用について潜在的な需要があるものと思われれます。

今後とも、男女平等参画に係る道の施策や男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出があった際は、事案に応じて苦情処理委員制度の紹介を行うなど、本制度が一層有効に利用されるよう、きめ細かな対応をしていく必要があると考えております。

苦情処理委員への申出については、郵送やファクシミリ、持参による方法のほか、平成19年7月からインターネットによる申出もできるようになりましたが、申出内容の確認や申出者への回答等のために、申出人の氏名や住所などの記入を必要とする文書により行うこととされていることから、申出に対しためらいを感じる人もいるかと思われます。

道においては、個人情報の保護について、十分に留意されているものと承知しておりますが、安心して苦情処理委員への申出ができるように周知に努め、より身近で利用しやすい制度となるように、今後とも、不断の努力を続けていく必要があるものと考えます。

道民の皆さんに本制度の趣旨及び内容がより一層理解され、積極的にご活用いただき、男女平等参画社会の実現を図ることができれば幸いです。

平成23年7月

北海道男女平等参画苦情処理委員

高橋 剛

成田 教子

3 男女平等参画に関する苦情等申出受付件数

(1) 受理機関別

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計
本庁	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	14
石狩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桧山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
後志	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
空知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
留萌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宗谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
網走	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
胆振	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十勝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
根室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	14

(2) 申出者性別等

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計
男性	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	4
女性	5	0	1	0	0	1	0	1	0	1	9
団体	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	14

(3) 申出区分別

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計
苦情	2	0	2	1	0	1	0	1	1	1	9
照会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
要望・意見	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	14

(4) 申出内容別

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計
A 男女平等参画を阻害すると認められるもの	4	0	2	0	0	2	0	1	1	1	11
B 男女平等参画に必要と認められるもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 悩みごと	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D その他	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	14

(5) 申出内容コード別

項 目	コード	内 容	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計
1行政	10	道の施策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11	国、市町村の施策	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	12	教育関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13	その他の機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14	その他	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	4
2仕事	20	就職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	21	労働条件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	22	セクシュアル・ハラスメント（職場）	3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	5
	23	家庭との両立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	24	解雇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
3家庭	30	夫婦関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	31	離婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	32	子供の養育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	33	高齢者問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	34	夫・パートナーからの暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	35	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4本人	40	健康	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	41	経済的な問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	42	性被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	43	男女問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	44	人生問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	45	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5地域	50	人間関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	51	セクシュアル・ハラスメント（職場以外）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	52	つきまとい、ストーカー被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	53	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6その他	60	その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計			6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	14

4 平成22年度 男女平等参画に関する苦情等申出処理状況

- (1) 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出〔0件〕
- (2) 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出〔1件〕
- (3) 制度の対象外〔0件〕

男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出 処理状況

申出番号	1	申出者の性別	女性	担当委員	高橋委員
申 出 内 容					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 私は、A校に勤務する教員で、現在は育児休業中であり、平成24年4月に復帰予定です。 ・ 夫は、B校に勤務する教員で、平成23年4月からC校へ異動するように言われています。C校は私の勤務するA校から遠いので、私が職場復帰した時には、夫と別居の生活となり、夫婦での子育ての協力体制が築けません。 ・ 夫婦で同居して子育てをしたいので、夫の異動について、A校の所在地から通勤できる学校にしてほしい。 					
処 理 状 況					
<p>「助言」</p> <p>北海道男女平等参画推進条例第21条第1項の規定に基づき、苦情処理委員は、申出人に対し、申出内容について確認のうえ、異動対象者となる夫に同行して北海道人事委員会に相談されてはどうか、と助言を行った。</p>					

参 考

	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	計
男女平等参画に係る道の施策に関する苦情											
男女平等参画を阻害すると認められるもの	4		2			1		1	1	1	10
制 度 の 対 象 外	2			1		1					4
合 計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	14